

滋賀県国民健康保険保険料水準の統一について

(1) 令和8年度の草津市国民健康保険の税率について

令和8年1月開催の草津市国民健康保険運営協議会において、令和8年度の国民健康保険税率の方針を下記のとおり、説明させていただきました。

令和7年度の税率改正においては、令和9年度の県内保険料水準の統一を見据え、基金を2か年で活用するとともに、納付金の伸び率（約3%増）も見通した上で、令和8年度は据え置きで対応できる税率を設定しました。

こうした中、県から示された納付金の本算定については、令和7年度の税率改正時には納付金の伸び率（※前年比）を約3%と見込んでおりましたが、本算定の結果、令和8年度の納付金の伸び率（※前年比）は約2.4%になりました。

この本算定の結果を踏まえ、令和8年度当初予算編成を現行税率で行った場合、基金の一部を取り崩した上で、収支不足になる見通しではないことから、令和8年度の税率は「子ども分」を除き、据え置きとさせていただく予定です。

※ 「子ども分」を除いた納付金の前年からの伸び率

その後、令和8年2月定例市議会におきまして、令和8年度の国民健康保険税率は、据え置き（子ども分を除く）として、令和8年度当初予算案等の議決をいただきました。

(2) 国民健康保険制度を取り巻く状況について

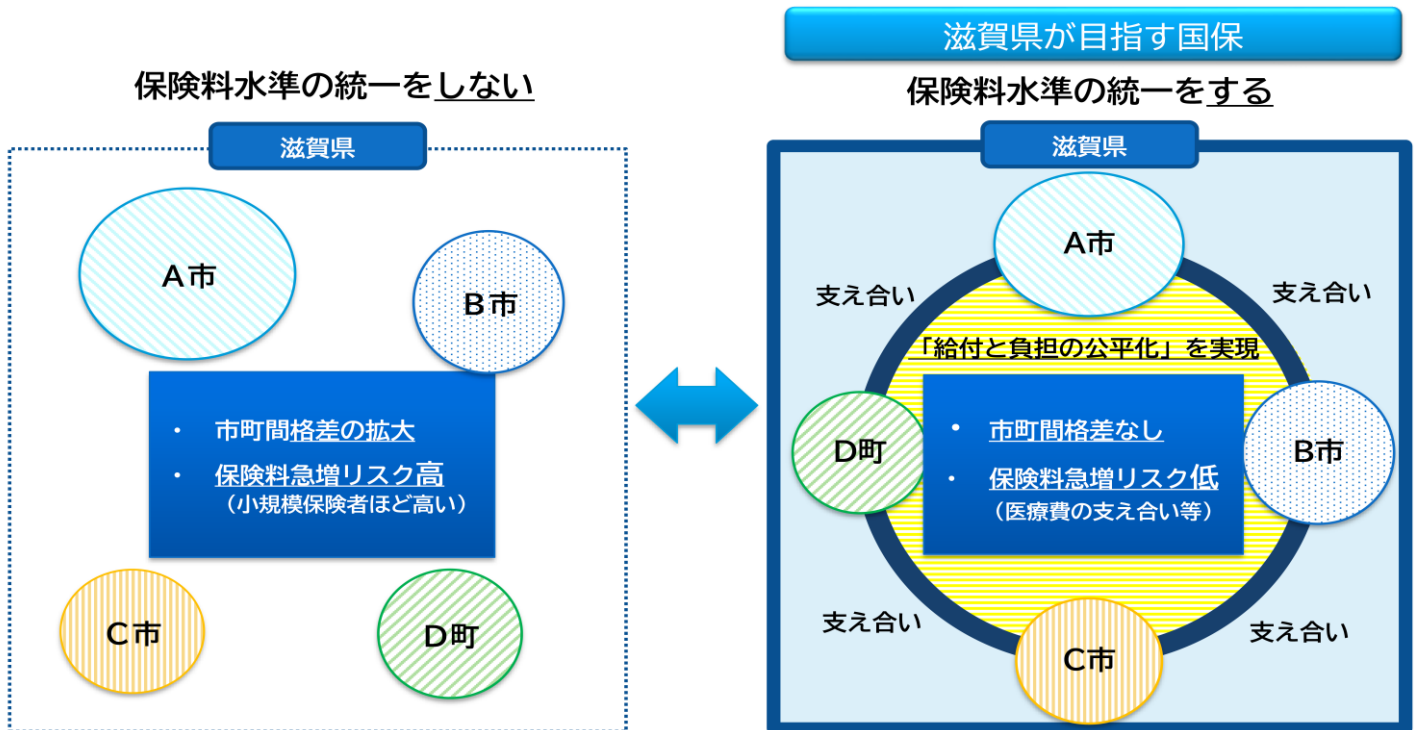
第3期滋賀県国民健康保険運営方針（令和6年度～令和11年度）（以下「県国保運営方針」という。）において、県内保険料水準の統一時期については、原則、令和9年度（ただし、市町の個別の事情を考慮し、令和11年度までを移行期間）とすることが明記されました。県国保運営方針の中では、保険料水準の統一に向けた更なる財政安定化のための対策として、納付金の精算制度（納付金と市町が徴収した保険料（税）等の過不足を精算する制度）の導入などを目指すとされており、県および県内市町との間で、保険料水準の統一に向けた協議を進めております。

また、今年度、県では、令和9年度の県内保険料水準の統一に向けて、県国保運営方針に県内保険料水準の統一に係る事項を明記するため、県国保運営方針の中間見直しに取り組まれています。

(3) 県内保険料水準の統一について

① 県内保険料水準の統一を行う目的

県内市町の支え合いを強化し、「保険料負担と給付の公平化」および「持続可能な国民健康保険の運営」を実現すること



② 県内保険料水準の統一の定義・メリット

● 定義

- ・ 県内のどこに住んでいても、同じ所得、同じ世帯構成であれば同じ保険料となる

● 統一によるメリット

- ・ 同じ世帯構成、所得であれば県内どこに住んでも同じ保険料となり、公平性、透明性が高まる
- ・ 特定の市町で高額な医療費が発生した場合においても、保険料の変動を抑えることができる

③ 標準保険料

- ・ 標準保険料とは、標準的な保険料を県が示すもので、具体的には、翌年度の医療給付費などの歳出、また国交付金等の歳入等を、県が推計して算定しているもの
- ・ 国民健康保険は、平成30年度から都道府県が中心となって財政運営することとなったが、実際の保険料は、各市町が決定している
- ・ 各市町は県の示す標準保険料を参考にして実際の保険料を決定している
- ・ 県内保険料水準の統一の際は、各市町が県の示す標準保険料を実際の保険料として決定することとなる

④ 県内保険料水準の概要

● 開始時期

- ・原則、令和9年度（ただし、市町の個別の事情を考慮し、令和11年度までを移行期間）とする

● 保険料水準の統一にかかる主な統一項目等

《 5～7の項目については、県国保運営方針の中間見直しにおいて明記される予定 》

	項目		実施時期
1	算定方式	所得割、均等割、平等割の3方式	平成30年度の国保の 都道府県単位化以降 実施済
2	標準的な賦課割合	「応能割」：「応益割」＝「1」：「1」 「均等割」：「平等割」＝「70」：「30」	
3	医療費水準の反映	反映させない（医療費は県全体で支え合う）	
4	標準的な収納率の反映	反映させる（収納率の差は県全体で分かち合う）	
5	地単事業の繰入基準等の取扱い	○繰入金率32%（市町単独事業分、県・市町共同事業分） （※1）	県内保険料水準の統一 と合わせて実施
6	保険料（税）および一部負担金減免基準の標準化	○法77条が想定する制度趣旨に基づく減免基準を統一化する （※2）	
7	市町の国保財政安定に係る対策	○納付金の精算制度の開始（※3） ○県2号繰入金の拡充（※3）	

（※1）・本市の現在の繰入金率は100%であることから、保険料水準の統一後は、繰入金率が32%で統一されることに伴い、繰入金金が減少し、国保税約4%程度の増加要因となるが、県としては、県剰余金等を活用することにより、影響が出ないよう対応される見込み

（※2）・本市の減免基準についても、原則、法に基づき減免を行っていることから、保険料水準の統一後も大きな影響はない

（※3）・県内保険料水準の統一税率を設定した市町に対して、納付金と保険料等の過不足を県が精算（財政保証）する制度であり、収支がプラスになった場合は、余剰分を翌々年度に県に納付し、収支がマイナスとなった場合は、不足分を県が県2号繰入金で補填する（県2号繰入金の拡充）

- 今年度、県では、令和9年度の県内保険料水準の統一に向けて、県国保運営方針に県内保険料水準の統一に係る事項を明記するため、県国保運営方針の中間見直しに取り組まれています。
- 本市におきましても、令和9年度の県内保険料水準の統一を見据えて、国民健康保険財政の運営を行ってきたことから、基金保有額は、過年度と比べて大きく減少している状況です（45,640千円（令和8年度末見込））。
- 県内保険料水準の統一の際には、各市町が県の示す標準保険料を実際の保険料として決定することとなりますが、各市町の保険料は、基金等を活用することにより、保険料を抑制してきたため、標準保険料よりも低い保険料となっています。
- こうした中、県では、県内保険料水準の統一の際、統一の影響（繰入金の減額等）により、保険料が増加しないよう、県国民健康保険特別会計の剰余金等を十分に活用し、被保険者の負担軽減を図るとともに、市町の赤字補填等の財政保証を行う納付金の精算制度の導入をされますので、本市におきましても、持続可能な国民健康保険の運営の実現のため、引き続き、県内保険料水準の統一に向けた取組を進めてまいります。
- 県内保険料水準の統一の具体的な保険料につきましては、1月上旬頃に、県から令和9年度の標準保険料率が示されることから、再度、1月下旬に草津市国民健康保険運営協議会で御協議をお願いしたいと考えております。